

- その他の住宅改修工事に係る固定資産税の減額措置 -

住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築した住宅を、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事（一戸当たり工事費30万円以上）を行った場合、申告により最長で3年間当該住宅に係る固定資産税が2分の1に減額となります。

減額期間（耐震改修工事の完了日によって異なります。）

耐震改修の工事完了日	減額の期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	工事完了日の翌年度から3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	工事完了日の翌年度から2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	工事完了日の翌年度から1年間

申請書類

以下の書類にて住宅の耐震改修工事完了後3か月以内に税務課資産税グループへ申告してください。

ア 耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書

イ 耐震基準適合住宅であることを証明する書式（地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書）
建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行します。この証明書が受けられるかどうかは耐震改修工事着工前に、当該工事を実施する建築士等の各発行者にご確認ください。

ウ 耐震改修の工事費を証する書類（耐震改修工事請負契約書等、領収書等）

住宅のバリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額措置

高齢者の方等が安心して居住することができる住環境の整備を促進するため、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、申告により当該家屋に係る翌年度分のみ、固定資産税額（100㎡相当分）が3分の1減額されます。

居住者要件

65歳以上の方・要介護認定または要支援認定を受けている方・障害者の方（いずれかに該当する場合）

改修工事の要件

平成19年4月1日～平成22年3月31日までの間に行われた改修工事で、次の～のいずれかに該当し、自治体からの補助金や介護保険からの給付等を除く工事費の合計が30万円以上であること。

廊下の拡幅	階段の勾配緩和	浴室の改良
トイレの改良	手すりの取付け	床の段差解消
引き戸への取替え	床の滑り止め	

新築住宅特例や耐震改修特例を受けている年度には適用されません。

申請書類

以下の書類にて住宅のバリアフリー改修工事完了後3か月以内に税務課資産税グループへ申告してください。

ア バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申請書

イ 工事費用の支払いを確認できる領収書（補助金等を受けている場合はその決定通知書等も必要です。）

ウ 改修工事の内容及び費用を確認できる明細書等

エ 改修箇所の図面

オ 写真（改修前と改修後のもの）

（その他、居住者の要件を確認する際に身体障害者手帳等を提示していただくことがあります。）

～平成20年中に新築された方の家屋調査ご協力をお願い～

平成20年中に家屋を新築された場合、翌年度から固定資産税の課税対象となります。また、市街化区域内は都市計画税も課税対象になります。

この税金は、家屋の固定資産税評価額に税率をかけて税額が決定されます。税率は、固定資産税が1.4%、都市計画税が0.25%です。

評価額は、その家屋の屋根、外壁、内壁、柱など各部分別に使用されている建築資材の種類や、バス、トイレなどの設備に点数を付設して求めます。

市では、適正な評価額を計算するため、地方税法に基づき、税務課資産税グループの職員が家屋全体を調査させていただいています。家屋調査を実施する場合は、事前に通知文を発送し、ご連絡をいただいた日で実施していますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

税務課 資産税グループ ☎40-5554（内線 2421、2422、2423）